

中心市街地の活性化等に関する要望

中心市街地の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．中心市街地の活性化等について

(1) 中心市街地活性化対策を強力に推進するため、中心市街地活性化対策関連予算を確保するとともに、都市等の取組みに対する総合的、効率的支援策を講じること。

また、個性あるまちづくりを推進するため、関係法令の改正を行うこと。

(2) 中心市街地整備推進機構(TMO)に係る施策を拡充するとともに、十分な財政支援措置を講じること。

2．駅舎を含む駅周辺の市街地再開発事業を行う際、JRからの条件変更等により協議期間が長期にわたるため、協議の簡素合理化を図られるようJR各社に対し強力な指導を行うこと。

以上要望する。